

能勢町都市計画マスタープラン 改訂について（案）

- ①本日の説明内容
- ②全体構想
- ③地域別構想
- ④実現に向けて
- ⑤今後のスケジュールについて

①本日の説明内容

①本日の説明内容

◆構成案

第1章 計画の概要

第2章 上位・関連計画

第3章 都市の現況と課題

第4章 まちづくりの基本方針

第5章 全体構想

第6章 地域別構想

第7章 実現に向けて

【前回(10/20) 説明・協議】

【今回 説明・協議】



②全体構想

②全体構想

◆全体構想について

○全体構想とは

まちづくりの基本方針に基づき、土地利用や都市施設整備といった分野ごとの基本的な考え方と整備の方針を定めるもの

○全体構想を定める各分野

- ・ 土地利用
- ・ 市街地・集落整備
- ・ 都市施設整備
- ・ 自然環境保全及び景観形成
- ・ 都市防災

※主な改定のポイントは、青字で【改定】と表示

◆土地利用の方針

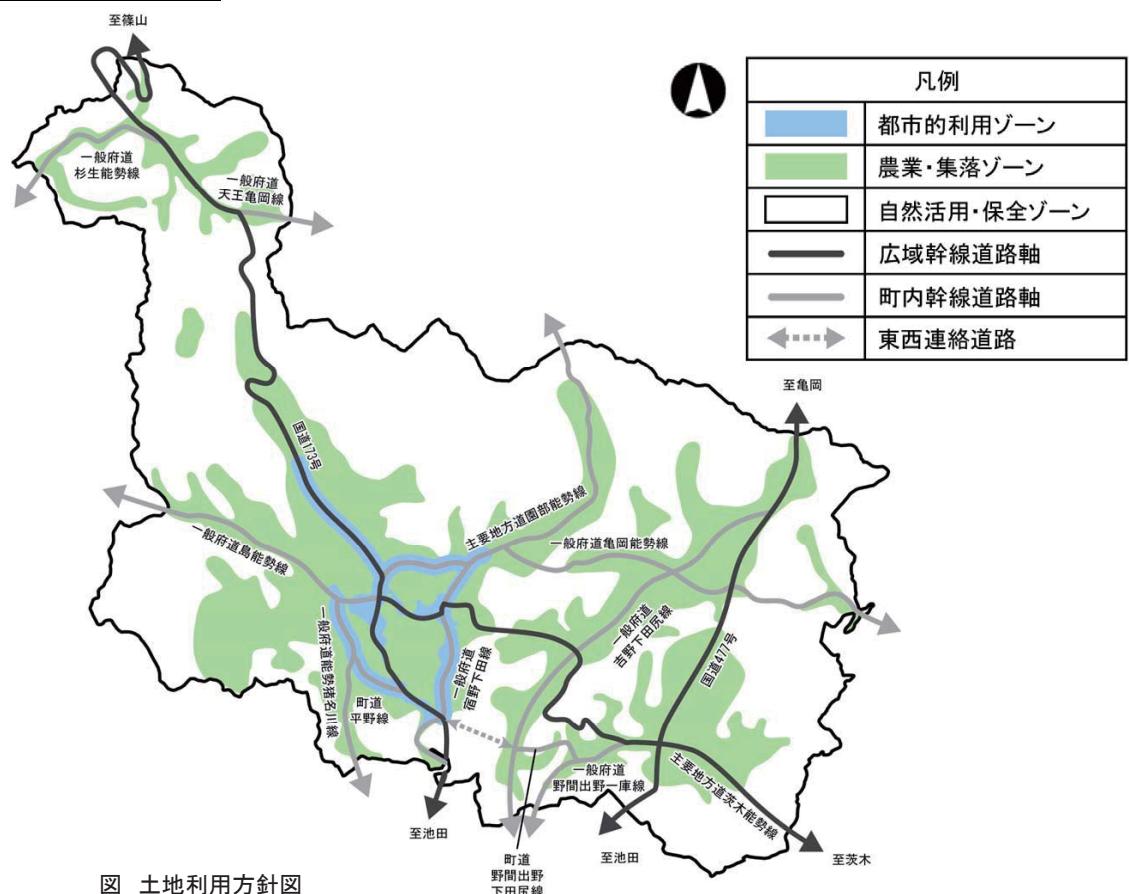
○基本的な考え方

- 市街化区域、市街化区域に隣接する広域幹線道路、町内幹線道路の沿道を「都市的利用ゾーン」に位置づけ
- 他の市街化調整区域は、農業振興や集落環境整備を図る「農業・集落ゾーン」と、農林業の推進、自然環境の保全や活用を図る「自然活用・保全ゾーン」に位置づけ

○主な整備の方針

- 【都市的利用ゾーン】**
- ・住宅地、商業・業務地などの市街地の形成
 - ・新たな産業や施設の立地場所としての活用
- 【農業・集落ゾーン】**
- ・農業生産や交流型農業の場としての活用
 - ・担い手農家への農地の集約化による農業経営の効率化
 - ・新規就農者の確保や育成支援、農業企業の誘致等
 - ・地域の個性を生かした施設の立地等による集落環境の充実
- 【自然活用・保全ゾーン】**
- ・林業の振興
 - ・環境学習・自然体験の場としての活用
 - ・森林バイオマスなど森林資源の有効活用、自然資源の保全

◆土地利用の方針



◆市街地・集落整備の方針

○基本的な考え方

- 【都市的利用ゾーン】
 - ・本町の中心的な市街地として、市街地の維持・形成や、**働く場の創出**に向けた産業系施設の誘導を図る【改定】
- 【農業・集落ゾーン】
 - ・弾力的な開発許可制度等や地区計画を活用した住民主体のまちづくり
- 【両ゾーンに共通】
 - ・周辺の里山景観と調和した住宅地整備を推進
 - ・能勢の強みを生かした「働く場づくり」の推進【改定】

○整備の方針

- 【都市的利用ゾーン】
 - ・住宅や商業・業務施設の立地誘導の促進
 - ・大里・宿野4区・柏原地区の市街化区域編入を検討【改定】
 - ・その他、市街化区域に隣接する広域幹線道路等の沿道地域においても、将来的な市街化区域への編入を見据えた検討【改定】
- 【農業・集落ゾーン】
 - ・地域コミュニティの維持・活性化に資する土地利用の推進

◆市街地・集落整備の方針

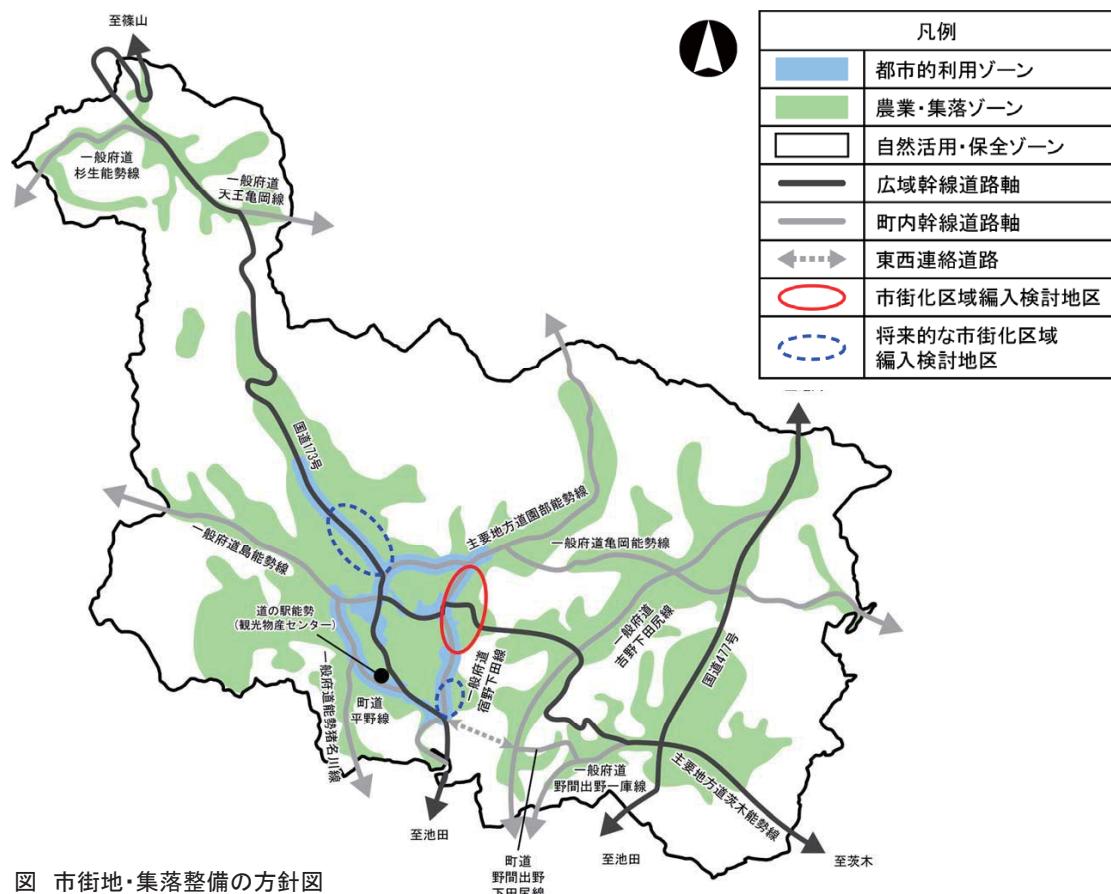


図 市街地・集落整備の方針図

◆都市施設整備の方針（道路）

○基本的な考え方

- ・交通ネットワークの整備を推進するとともに、歩行空間の確保等を行い、誰もが安全で快適に移動できる道路網の整備を図る

○主な整備の方針

【広域幹線道路】・適切な維持管理を大阪府に働きかけ

【町内幹線道路】・大阪府と連携した維持管理や、

東西連絡道路の実現に向けた働きかけ

【 橋 梁 】・長寿命化計画等に基づく計画的な修繕、維持管理

【公 共 交 通】・能勢町地域公共交通計画に基づく交通結節点整備の検討【改定】

◆都市施設整備の方針（道路）

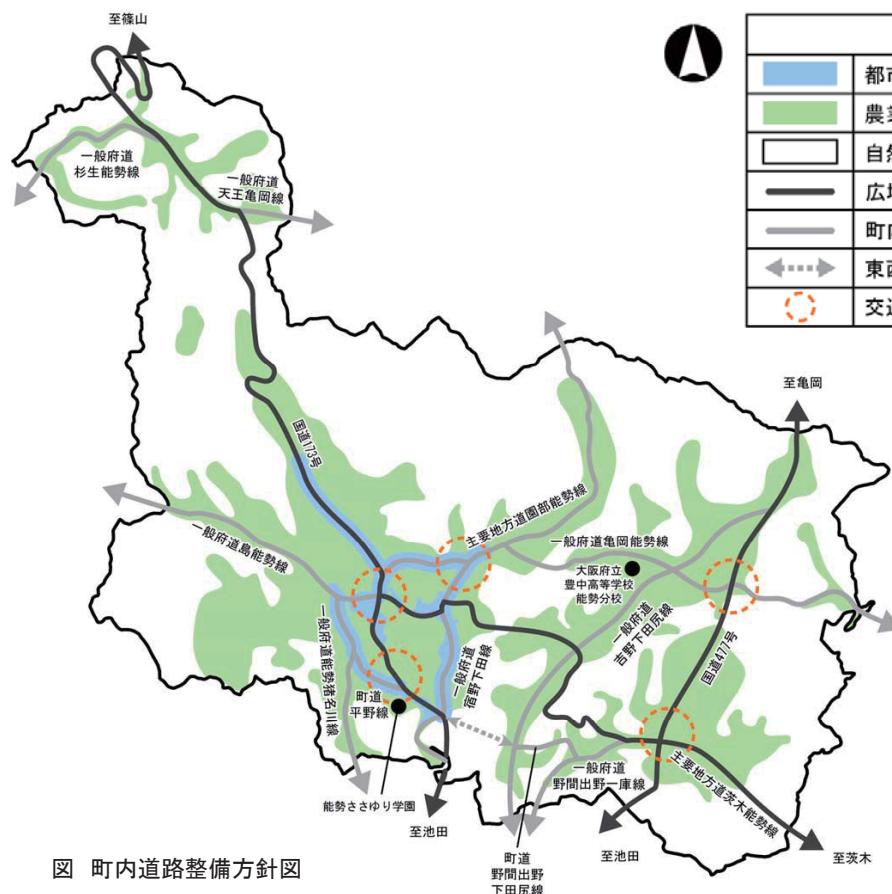


図 町内道路整備方針図

◆都市施設整備の方針（公園・緑地）

○基本的な考え方

- ・地域の資源を活かすとともに、住民の快適な暮らしに資する整備を図る

○主な整備の方針

【公園】

【レクリエーション拠点】

【指定文化財】

【緑のネットワーク】

- ・関係機関等との連携等により適切な維持管理や保全、活用を図る

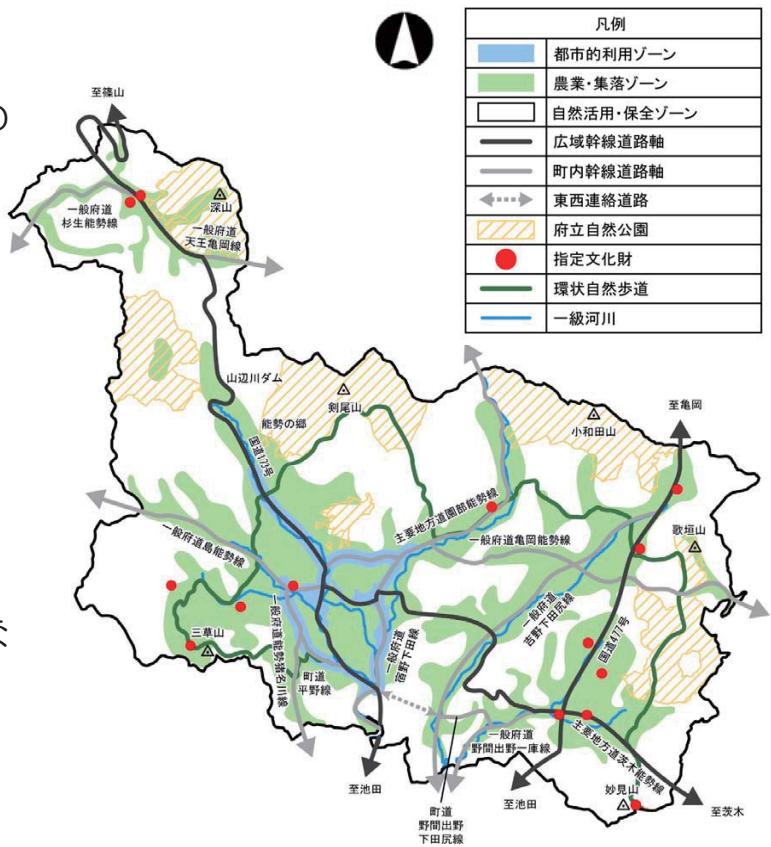


図 公園・緑地整備方針図

12

◆都市施設整備の方針（上水道）

○基本的な考え方

- ・令和6（2024）年に大阪広域水道企業団へ統合したことから、適切な維持・管理について働きかけを行う

○整備の方針

- ・大阪広域水道企業団に、水道施設の適切な維持管理や老朽化施設の更新を要望【改定】

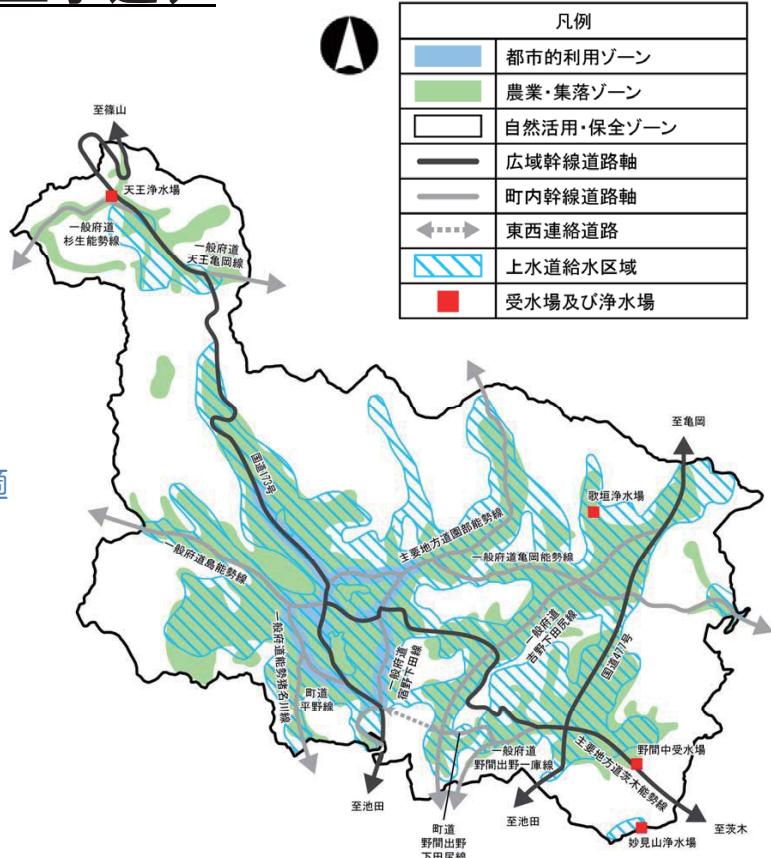


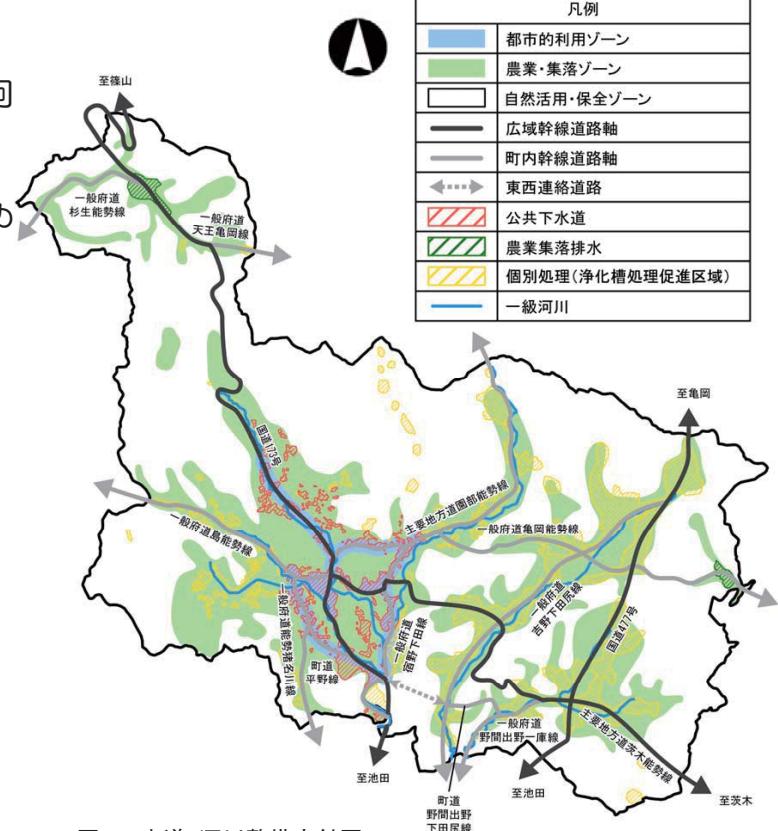
図 上水道整備方針図

13

◆都市施設整備の方針（下水道・河川）

○基本的な考え方

- ・効率的な手法にて生活排水処理率の向上を図る
- ・豊かな自然に配慮しつつ河川の整備や維持管理を進める



○主な整備の方針

- 【下水道】
- ・未整備区域の整備推進、施設の適切な維持管理

- 【河 川】
- ・自然環境に配慮した整備、適切な維持管理

図 下水道・河川整備方針図

14

◆都市施設整備の方針（その他公共施設）

○基本的な考え方

- ・適切な維持管理と公共施設跡地等の有効利用を図る【改定】

○整備の方針

【整備してきた公共施設】

- ・適切な維持管理【改定】

【旧役場庁舎跡地】

- ・広場や生涯学習施設の整備【改定】

【旧小中学校】

- ・民間活力による整備や活用【改定】



図 その他公共施設整備方針図

15

◆自然環境保全及び景観形成の方針

○基本的な考え方

- ・豊かな自然環境を保全すると共に、適切な活用を図る
- ・美しい里山景観の保全・育成を図るとともに、市街地における里山景観との調和を図る

○主な整備の方針

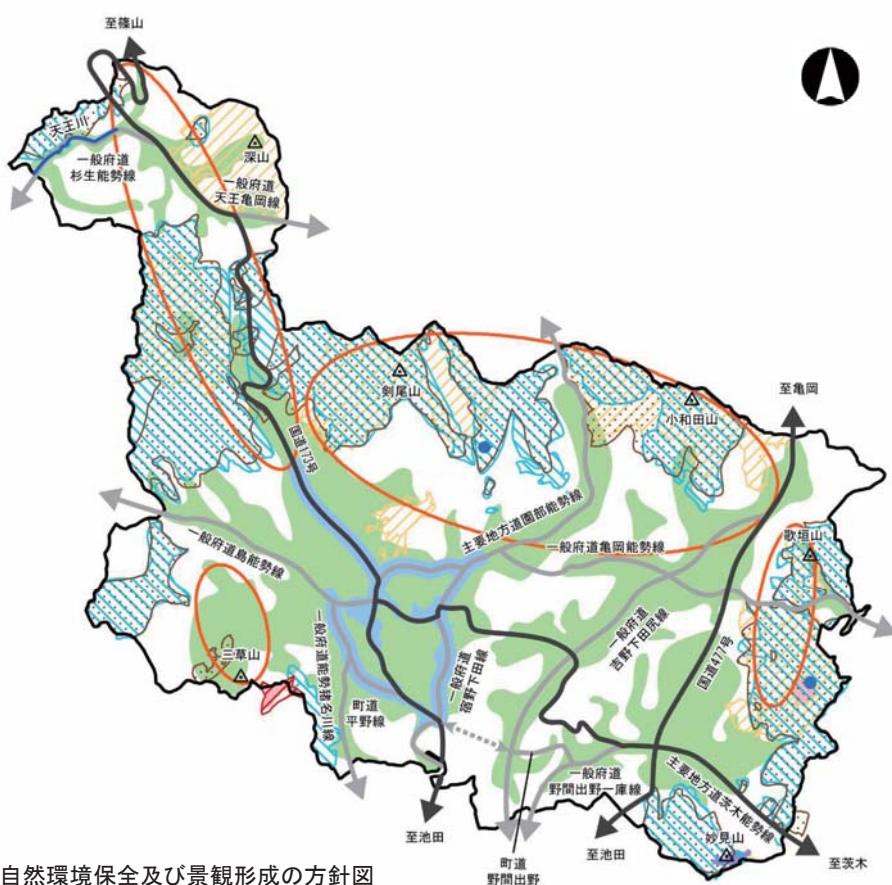
【自然環境保全】 • 大阪府等と連携し、関係法令に基づき適切な維持管理

- 山林所有者等と連携した適切な維持管理の促進
- 国指定天然記念物等の保護
- 里山資源の保全管理の仕組みづくり

【景観形成】 • 妙見山等の山地景観や峠から俯瞰できる盆地景観の保全

- 本町の開発指導要綱や大阪府の景観計画等に基づく景観づくり
- 町の玄関口にふさわしい景観の形成

◆自然環境保全及び景観形成の方針



凡例	
	都市的利用ゾーン
	農業・集落ゾーン
	自然活用・保全ゾーン
	広域幹線道路軸
	町内幹線道路軸
	東西連絡道路
	湿地
	特定植物群落
	生物多様性保全上重要な里地里山
	保安林
	近郊緑地保全区域
	府立自然公園
	自然環境保全地域
	緑地環境保全地域

図 自然環境保全及び景観形成の方針図

◆都市防災の方針

○基本的な考え方

- ・都市基盤の整備や発生源対策などのハード対策の推進
- ・地域防災力の強化や避難体制の整備などのソフト対策の推進

○主な整備の方針

【地震・火災対策】 • 建築物等の耐震化推進や不燃化の推進

【浸水対策】 • 河川等の適切な維持管理
• ため池のリスク管理

【土砂災害対策】 • 保安林の維持管理 • 開発等に対する規制の検討・継続
• パトロールによる現地確認

◆都市防災の方針

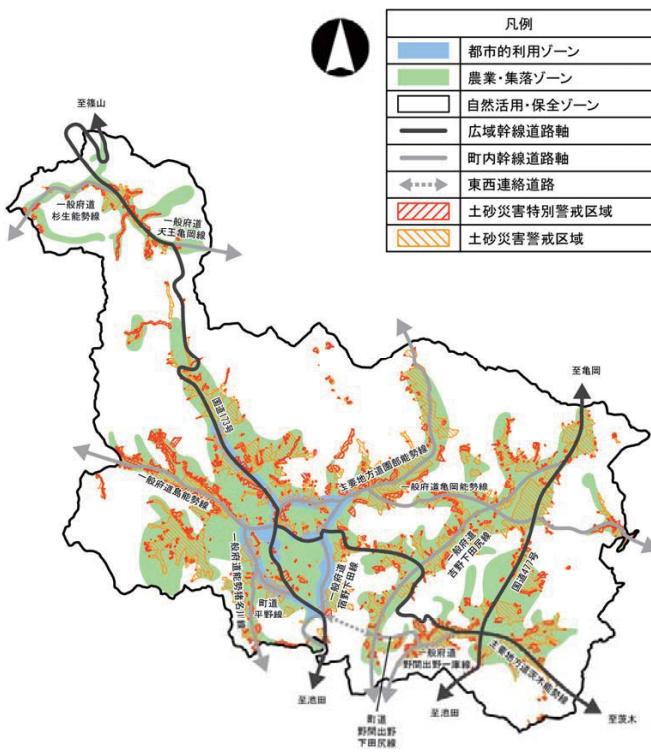


図 都市防災に関する方針図(土砂災害)

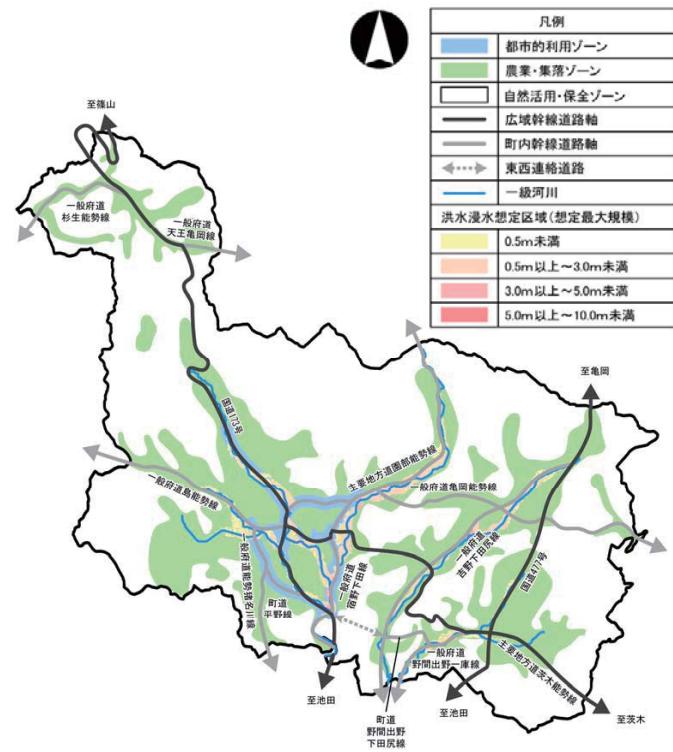


図 都市防災に関する方針図(浸水)

③地域別構想

③地域別構想

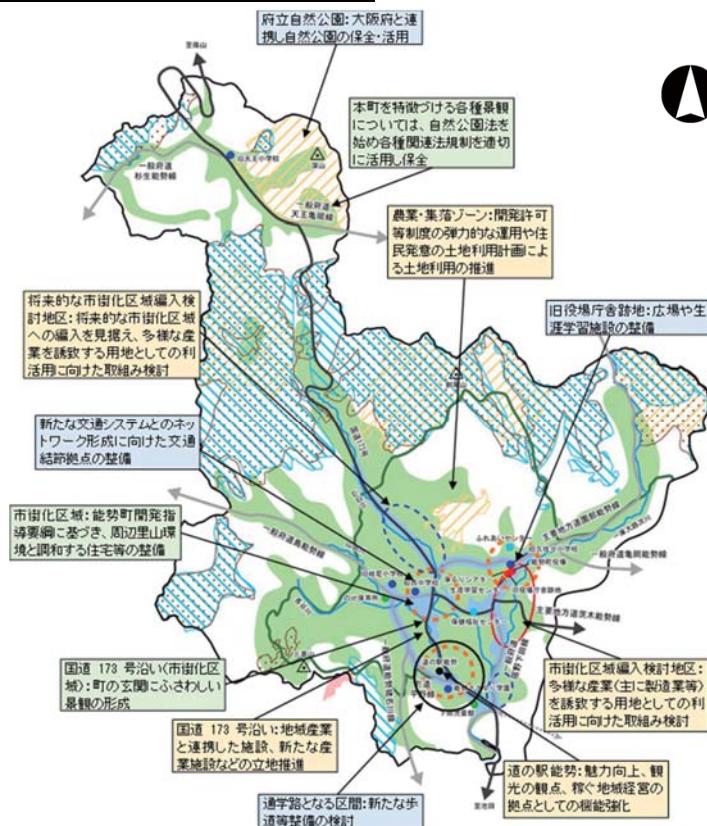
◆地域別構想について

○地域別構想とは

全体構想における主な整備方針（市街地・集落整備の方針、都市施設整備の方針、自然環境保全及び景観形成の方針）を、西地域、東地域に分けて再整理したもの

分野	類型	主な整備方針(概要)	西地域	東地域
市街地・集落整備の方針	都市的利用ゾーン	・国道173号沿い: 地域産業と連携した施設、新たな産業施設などの立地推進	○	
		・道の駅能勢・魅力向上、観光や防災の観点、稼ぐ地域経営の拠点としての機能強化	○	
		・市街化区域編入検討地区: 多様な産業(主に製造業等)を誘致する用地としての利活用に向けた取組み検討	○	
		・将来的な市街化区域編入検討地区: 将来的な市街化区域への編入を見据え、多様な産業を誘致する用地としての利活用に向けた取組み検討	○	
	農業・集落ゾーン	・開発許可等制度の弾力的な運用や住民発意の土地利用計画による土地利用の推進	○	○
都市施設整備の方針	道路	・東西連絡道路: 大阪府に対し整備の実現に向けた働きかけ		○
		・通学路となる区間: 新たな歩道等整備の検討	○	
		・新たな交通システムとのネットワーク形成に向けた交通結節拠点の整備	○	○
	公園・緑地	・府立自然公園: 大阪府と連携し自然公園の保全・活用	○	○
自然環境保全及び景観形成の方針	公共施設	・旧役場庁舎跡地: 広場や生涯学習施設の整備	○	
		・本町を特徴づける各種景観については、自然公園法を始め各種関連法規制を適切に活用し保全	○	○
		・市街化区域: 能勢町開発指導要綱に基づき、周辺里山環境と調和する住宅等の整備	○	
	景観形成	・国道173号沿い(市街化区域): 町の玄関にふさわしい景観の形成	○	21

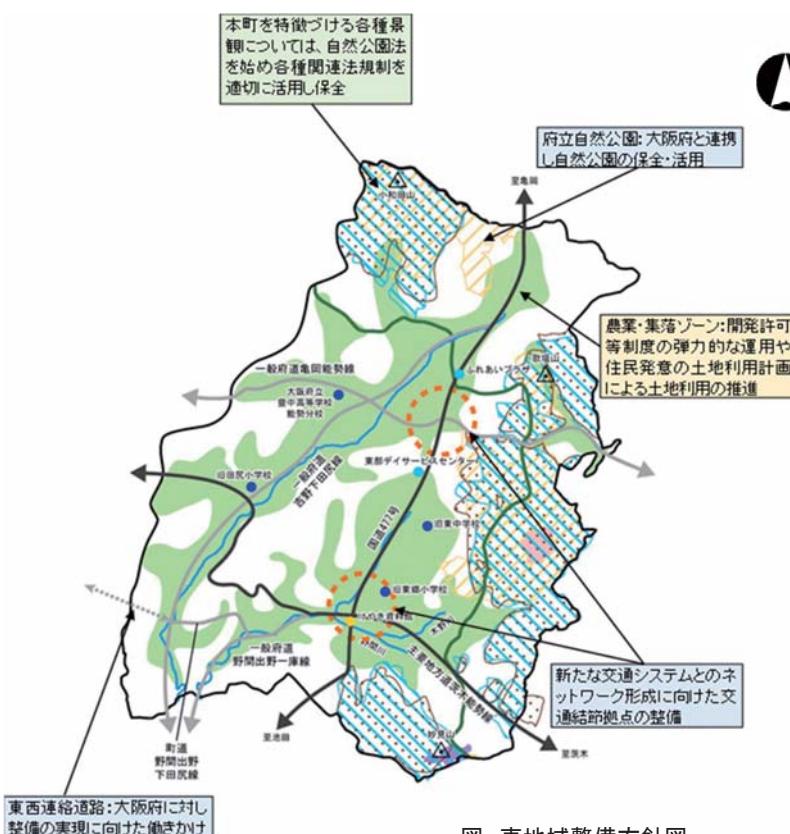
◆地域別構想（西地域）



凡例	
	都市的利用ゾーン
	農業・集落ゾーン
	自然活用・保全ゾーン
	保安林
	近郊緑地保全区域
	府立自然公園
	自然環境保全地域
	緑地環境保全地域
	広域幹線道路軸
	町内幹線道路軸
	東西連絡道路
	環状自然歩道
	一級河川
	市街化区域編入検討地区
	将来的な市街化区域編入検討地区
	交通結節拠点(候補)
	行政系施設
	学校教育系施設
	文化系施設
	保健福祉系施設
	子育て関連施設
	その他施設

図 西地域整備方針図

◆地域別構想（東地域）



凡例	
	都市的利用ゾーン
	農業・集落ゾーン
	自然活用・保全ゾーン
	保安林
	近郊緑地保全区域
	府立自然公園
	自然環境保全地域
	緑地環境保全地域
	広域幹線道路軸
	町内幹線道路軸
	東西連絡道路
	環状自然歩道
	一級河川
	市街化区域編入検討地区
	将来的な市街化区域編入検討地区
	交通結節拠点(候補)
	行政系施設
	学校教育系施設
	文化系施設
	保健福祉系施設
	子育て関連施設
	その他施設

図 東地域整備方針図

③実現に向けて

③実現に向けて

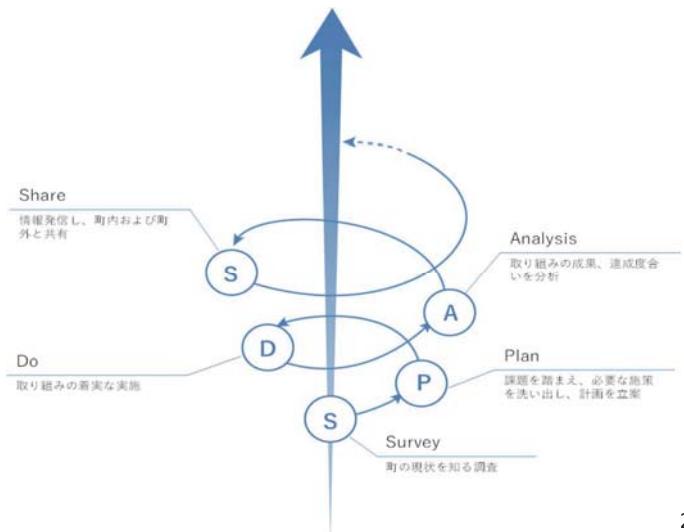
◆推進体制と進行管理

○推進体制

- ・各主体の連携（住民、民間事業者、行政）
- ・多様な主体の活動の推進
- ・公民学の連携によるまちづくりの推進
- ・情報通信技術の利活用

○進行管理

- ・まちづくりを継続的に向上させるスパイラルアップにより、基本目標の実現を目指す



④今後のスケジュールについて

④今後のスケジュールについて

◆今後のスケジュール

○令和5年10月 第40回都市計画審議会【前回】

- ・都市計画マスタープラン改定の本旨、スケジュール説明
- ・現況整理結果、住民アンケート結果等報告
- ・課題と基本方針の審議

○令和6年2月 第41回都市計画審議会【今回】

- ・改訂素案の審議
- 全体構想案等の審議

○令和6年7月頃 第42回都市計画審議会

- ・改訂案の審議